

青色事業専従者給与

Aさん

青色申告書については、**青色事業専従者給与**の特例という制度があるそうですが？



「青色事業専従者給与に関する届出書」には、どのようなことを記載するのですか？

青色事業専従者に支払われた給与が必要経費として認められるというのは、ずいぶん得な感じがしますね。

青色事業専従者は、労働者と同じような位置付けとなるのですか？

それでは、**青色事業専従者**の社会保険はどうなるのですか？

他に何か気を付けることはありますか？

税理士のJunさん

事業開始の日から2か月以内に「青色事業専従者給与に関する届出書」を提出することにより、青色事業専従者に支払われた給与が必要経費として認められる制度です。

青色事業専従者給与として認められる要件は、次のとおりです。

- ① **青色申告者と生計を一にする配偶者その他の親族であること**
- ② **その年の12月31日現在で年齢が15歳以上であること**
- ③ **その年を通じて6月を超える期間、その青色申告者の営む事業に専ら従事していること**
- ④ **届出書に記載されている方法により支払われ、しかもその記載金額以内の支払であること**
- ⑤ **労務の対価として相当であると認められる金額であること**



この届出書には、青色事業専従者の氏名、職務の内容、給与の金額、支給期などを記載することとなっています。

ただし、青色申告の事業専従者として給与の支払を受ける人は、**控除対象配偶者や扶養親族にはなれません**ので、ご注意ください。

労働者とは「事業に使用される者で、賃金を支払われる者をいう」(労働基準法第9条)とされています。

青色事業専従者は、事業主と生計が一の家族ですので、人を使用する立場である**事業主と同様の立場**とされ、「事業に使用される者」には該当しません。

したがって、**青色事業専従者**は、労働者ではありませんので、**労働保険**(雇用保険・労災保険)の**対象外**となります。

青色事業専従者は、上記のとおり、事業主と同様の立場ですので、会社員や公務員が加入する**社会保険(厚生年金・健康保険)に加入することはできません**。

したがって、**青色事業専従者**は、基本的には、**国民年金と国民健康保険に加入**することとなります。

このように、単に青色事業専従者給与が必要経費に算入できるという面だけを考慮するだけでなく、社会保険の負担等の面からの考慮も必要となります。

例えば、事業主と**青色事業専従者**だけで事業を行っている場合、会社と違って雇われる人がいない訳ですので、基本的には**「福利厚生費」という経費科目は発生しない**こととなります。